

平成 28 年(2016 年)7 月 22 日

サービス提供事業者
指定特定相談支援事業者 各位

姫路市障害福祉課長
(公印省略)

暫定支給決定の追認手続について (留意事項)

標記の件につきまして、平成 28 年 3 月 23 日に実施しました事業者説明会にて周知しているところですが、暫定支給決定を行う訓練等給付費における追認手続時の留意事項について、改めてお知らせします。手続の趣旨を踏まえ、適時対応をしていただきますよう、お願いします。

【手続実施時の留意事項】

事後対応を理由とする利用者の不利益や無用のトラブルが発生することを避けるため、サービス提供事業者は、下記の点を踏まえ、適切な支援を実施してください。

また、指定特定相談支援事業者は、暫定支給決定期間後のサービス利用のあり方を把握し、暫定支給決定期間内に適切な調整を実施するため、適切なモニタリング等の事務を実施してください。

- ① サービス提供事業者は、指定特定相談支援事業者が実施するモニタリング等の際、評価内容及び書類提出の時期について必ず報告し、情報共有を図ること。特に、サービスの継続利用が適切でないとの評価を行う場合、利用者に対して次のサービス調整等が必要となるため、早めの対応を心がけること。
- ② 指定特定相談支援事業者がアセスメント内容を把握し、今後のマネジメントの総合的な判断材料とするため、サービス提供者事業者は、指定特定相談支援事業者に対し、アセスメント結果等の評価書類を追認手続の有無に関わらず提出すること。
- ③ 指定特定相談支援事業者は、モニタリング等の実施時に、暫定支給決定期間中の支援内容及び評価内容について積極的に情報収集し、必要に応じた調整等が実施できるよう、準備すること。

【注意事項】

- ・ 予め事務手続が遅れる旨の報告がない案件、特段の理由なく一定期間を超えて書類の提出がない案件は、追認できないことがあります。
- ・ 手続の遅滞があった場合も、暫定支給決定期間内の実績に基づき、適正に評価してください。
- ・ 追認しない場合、暫定支給決定期間以降の給付費は発生しません。利用者が期間経過後も継続して通所している事実があった場合、事後の対応はサービス提供事業者の責任で実施してください。

【参考(事業者説明会資料より)】

追認手続依頼時に提出する書類

- ・ 個別支援計画 (暫定支給決定期間の支援について)
- ・ 個別支援計画に基づく支援実績
- ・ 利用者の就労アセスメント結果 (指定様式) ※支援結果に基づくもの
- ・ 計画に基づく評価結果 (当該サービス利用の適否を明記すること)

提出期限及び提出先

- ・ 暫定支給決定期間終期の 10 日前までに、障害福祉課及び指定特定相談支援事業者に提出